



## 県営土地改良事業大平地区推進委員会の解散総会が 行われました

東部



令和2年2月7日（金）、県営内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤事業として実施してきた伊豆市大平地区にて、事業の推進母体である「県営土地改良事業大平地区推進委員会」の解散総会が行われました。

本事業は、平成25年度から、国と連携し、伊豆縦貫道の整備により発生する建設残土を活用して、再区画整理を実施したもので、伊豆縦貫道の整備による交通ネットワークの充実を契機とした林業素材生産サービス業の誘致のため、非農用地を創設する手法を採用するなど、意欲的な取り組みを行い、令和元年10月に換地処分がされ、換地清算も同11月中に完了しました。

今後は、担い手や農地所有適格法人の誘致と併せて、様々な成果を生み出していくことが期待されます。

東部農林事務所用地管理課 055-920-2163

## 換地における国土調査法第19条5項指定に関する 勉強会と現地検査を行いました

東部

換地に伴う確定測量成果は換地計画認可後、国土調査法第19条5項（以下「19条5項」）の指定を受けることになっており、円滑に指定申請を進めるため、成果品の作成、検査を適切に行う必要があります。

令和2年2月7日（金）、当所農山村整備部の今後の業務の中核を担う若手職員を集めて、第19条5項指定に関する職員の資質向上を目的とする勉強会を開催しました。また、2月18日（火）には、伊豆市大平地区において当所による現地検査を実施しました。

トータルステーションを用い、定められた筆数の座標値を確認するとともに辺長を測るなど、いくつかの項目をチェックしました。

19条5項の指定を受けることにより、国土調査の成果と同様に取扱えるため、改めて地籍調査を行う必要がなくなるとともに、測量の信頼性確保や図面の公的管理などのメリットがあります。



東部農林事務所用地管理課 055-920-2163

# 東部

## 事業区域界の現地境界立会いを行いました (御殿場市中清水地区)



現地見学会の様子

令和2年2月20日（木）、21日（金）の両日、御殿場市中清水地区にて、ほ場整備事業の現地境界立会いを行いました。

これは、換地計画原案を作成するに当たり、事業区域界を示す杭がある場所を地権者の皆様と現地で立ち会って確認していただくものです。

中清水地区は、ほとんどの地域が10年ほど前に国土調査済のため、作業は比較的スムーズでしたが、現況と異なる部分については地権者に説明し、了解を得ながら実施しました。

作業の際、工事を行う時に配慮が必要な点や、換地を行う際に留意すべき点が把握できれば、今後の業務で対応しやすくなります。

東部農林事務所では、引き続き、地元や御殿場市、県土連と連携しながら事業を進めていきます。

東部農林事務所用地管理課 055-920-2163

# 西部

## 三方原用水 監視診断を実施！

西部農林事務所では基幹的農業水利施設の定期的な監視診断を行っています。

本年度は、令和2年1月29日（水）、2月20日（木）に浜松土地改良区と合同で実施しました。

今回は農業水利施設5箇所（ファームポンド、整流塔）を対象とし、ひび割れ測定、目地開き、シュミットハンマーによる圧縮強度試験などの調査を行いました。

今後も、監視診断を継続して実施することにより、農業水利施設の戦略的な保全・管理を推進し、施設の長寿命化を図ります。



西部農林事務所農地整備課 053-458-7227